

## 第2回 那珂川市農業委員会会議録

令和4年5月10日、那珂川市長は、令和4年度第2回農業委員会定例会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

1. 農業委員辞令交付
2. 市長あいさつ
3. 【議案】

- 第4号 会長の互選について
- 第5号 会長の職務代理者の互選について
- 第6号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 第7号 議席番号の決定について
- 第8号 担当区域の決定について
- 第9号 那珂川市地域水田農業推進協議会委員の推薦について
- 第10号 那珂川市鳥獣被害防止対策協議会委員の推薦について
- 第11号 那珂川市農業振興地域整備事業促進協議会委員の推薦について
- 第12号 農地法第5条の規定による許可申請について（2件）
- 第13号 農地転用計画変更申請について（1件）
- 第14号 非農地証明について（1件）
- 第15号 農地利用集積計画の利用権設定について（新規2件）

### 【報告】

- 第6号 専決処分について 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出書について（1件）
- 第7号 専決処分について 現況証明について（4件）

〈農業委員〉 … 8人

〈農地利用最適化推進委員〉 … 5人

〈事務局〉 … 3人

開会 （午前9時30分）

事務局長

ただ今から、令和4年度第2回那珂川市農業委員会総会を開会します。  
総会に先立ちまして、農業委員の辞令交付を行います。  
後ほど、議案第7号にて正式に議席番号を決定します。  
また、農地利用最適化推進委員の委嘱状交付については、議案第6号の議決後に、農業委員会会長より行います。

	(辞令交付) (市長あいさつ)
	(事務局 自己紹介)
	市長は次の公務がございますので、ここで退席します。
	(市長 退席)
事務局長	<p>なお、本日は新しい委員での初めての総会のため、会長が選出されるまでの間は、私が、議事進行を務めます。  それでは議事に入ります。  まず、採決の方法についてお諮りしたいと思います。  採決方法は那珂川市農業委員会会議規則第12条に、「起立または挙手による。ただし、重要な事項については、投票による」と規定されておりますので、挙手により採決することとしてよろしいかお諮りします。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。採決方法は挙手によるものとします。  なお、「農業委員会等に関する法律」により、総会での議決権を持つのは農業委員の8名のみとなります。農地利用最適化推進委員は、意見陳述を行うこととされており、議案に対しての質疑は可能ですが、議決権はありませんので採決の際の挙手は不要ですのでよろしくお祈いします。  それでは、議案に入ります。  議案第4号  「会長の互選について」  那珂川市農業委員会規則第3条におきまして「会長の互選は、委員の任命後、最初に開催される委員会、本日の会議において行う」と規定されています。  まず、互選の方法についてお諮りします。  自薦・他薦を問わず、立候補者を募りたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議はなし。立候補者される方を募ります。自薦・他薦は問いませんのでよろしくお祈いします。</p>
委員	<p>認定農業者であります、●委員を推薦したいと思います。女性農業委員の登用推進の観点からも適任だと思いますがいかがで</p>

	しょうか。
議 長	では、採決を行います。 ●委員を会長に選出することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により、●委員を会長とすることに決定しました。 では、これより議事進行は、会長へお願いしたいと思しますので、議長席へ移動をお願いします。
	(議長席へ移動)
事務局	では、会長に選出されました●委員より、あいさつをお願いしたいと思います。
議 長	(会長あいさつ)  それでは、引き続き議案審議をすすめます。 議案第5号 「会長の職務代理者の互選について」 互選の方法についてお諮りします。 自薦・他薦を問わず、立候補者を募りたいと思いますが、いかがでしょうか。
	(異議なし)
議 長	異議はなし。立候補者される方を募ります。自薦・他薦は問いませんのでお願いします。
委 員	会長からの推薦で良いかと思いますがいかがでしょうか。
議 長	ご意見をいただきましたので、立候補する方がないようでしたら、私から推薦させていただきたいと思っております。●委員を推薦したいと思います。よろしいでしょうか。
委 員	はい。

議 長	では、みなさんに、お諮りします。 ●委員を会長の職務代理者に選出することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により●委員を会長の職務代理者とするものとします。よろしくをお願いします。 次に、議案第6号 「農地利用最適化推進委員の委嘱について」 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第6号 「那珂川市農地利用最適化推進委員の委嘱について」 5名の候補者について農業委員会にて議決を求めます。
議 長	質疑がある方は挙手をお願いします。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑はなし。採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により、原案のとおり決定しました。 では、ここで一旦、議案審議を休議しまして、農地利用最適化推進員の委嘱状の交付を行います。
	(委嘱状交付)
議 長	(審議再開) では次に、議案第7号 「議席番号の決定について」 事務局より説明をお願いします。
事務局	では、議案第7号 「議席番号の決定について」 那珂川市農業委員会会議規則第7条により、くじで決定すると

	あります。
	(各自くじ引き)
議 長	議席が決定しましたので発表します。 次回の総会より、番号順に席を配置しますので、よろしくお願 いします。 ここで、まず農業委員から、議席番号順に自己紹介をお願いします。
	(農業委員 自己紹介)
議 長	続けて、次に農地利用最適化推進委員も番号順に自己紹介をお 願いします。
	(農地利用最適化推進委員 自己紹介)
議 長	ありがとうございました。 次に議案第8号「担当区域の決定について」 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第8号 「担当区域の決定について」 事務局のほうで農業委員の担当区域と農地利用最適化推進委員 担当区域の案を作成しております。
議 長	事務局より説明がありましたが、このことについて、 質疑がある方は挙手をお願いします。
委 員	農業委員と農地利用最適化推進委員の協議、そういうものは発 生しないのか。
事務局	特に協議は発生いたしません、調整が必要な部分も今後は出 てくると思いますので、その場合は事務局の方で調整いたしま す。
議 長	ほかに質問、意見はありませんか。

	(質問、意見なし)
議 長	質疑はなし。採決を行います。 本件について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により、原案のとおり決定しました。 次に、議案第9号 「那珂川市地域水田農業推進協議会委員の推薦について」 を事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第9号 「那珂川市地域水田農業推進協議会委員の推薦について」 を説明した。
議 長	ただいま事務局から説明がありましたが、この協議会への推薦は2名です。立候補または推薦される方はいませんか。
	(立候補 推薦なし)
議 長	事務局より提案はないでしょうか。
事務局	販売農家の●委員と●委員を推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。
委 員	(了承)
議 長	では、その2名を推薦することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により決定しました。 続いて、議案第10号 「那珂川市鳥獣被害防止対策協議会委員の推薦について」 事務局から説明をお願いします。

事務局	議案第10号 「那珂川市鳥獣被害防止対策協議会委員の推薦について」 を説明した。
議長	この協議会への推薦は1名です。どなたか立候補または推薦される方はいませんか。
	(立候補 推薦なし)
議長	どなたもいないようですので、提案します。 前任委員も農業委員会会長が選出されていますので、皆さんに承諾いただければ私が引き受けたいと思います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により決定いたしました。 次に、議案第11号 「那珂川市農業振興地域整備事業促進協議会委員の推薦について」を事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第11号 「那珂川市農業振興地域整備事業促進協議会委員の推薦について」を説明した。
議長	どなたか立候補または推薦される方はいらっしゃいませんか。
	(立候補 推薦なし)
議長	どなたもいないようですが、事務局より提案はありませんか。
事務局	では提案します、・・・以上5名の委員を推薦します。
	(呼ばれた委員 了承)
議長	事務局より名前が挙がった5名の委員を推薦することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)

議 長	<p>全員賛成により決定いたしました。 次に議案第12号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号1を事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第12号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号1を説明した。</p>
議 長	<p>質疑がある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>候補地比較表で農地区分が記載されているが、我々で判断しなければならないのか。</p>
事務局	<p>申請者の方で記載します。申請書が提出された段階で、事務局の方で記載に間違いがないかどうか確認します。</p>
議 長	<p>ほかに質問、意見はありませんか。</p>
	<p>(質問 意見なし)</p>
議 長	<p>質疑はなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成により、承認されました。 次に議案第12号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号2を事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案の説明の前に、農業委員会の審議をする際の規程について、農業委員会法第31条で議事参与の制限が規定されているため、議案第12号の番号2について、農地利用最適化推進委員の案件になっていますので、この審議の間は、退出をお願いします。</p>
	<p>(委員 退出)</p>

事務局	議案第12号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請書」 番号2を説明した。
議長	質疑がある方は挙手をお願いします。
	(質問 意見なし)
議長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により、承認されました。 審議が終了しましたので、委員の入室をお願いします。
	(委員 入室)
	次に、議案第13号 「農地転用計画変更申請について」 番号1を事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第13号 「農地転用計画変更申請について」 番号1を説明した。
議長	質疑がある方は挙手をお願いします。
	(質問 意見なし)
議長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により、承認されました。 次に、議案第14号 「非農地証明について」 番号1を事務局から説明させます。

事務局	議案第14号 「非農地証明について」 番号1を説明した。
議長	質疑がある方は挙手をお願いします。
	(質問・意見なし)
議長	質疑が無いようですので、採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により、承認されました。 次に、議案第15号 「農用地利用集積計画の利用権設定について」 番号1から番号2を事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第15号 「農地利用集積計画の利用権設定について」 番号1から番号2を説明した。
議長	事務局より説明がありましたこの件について、質疑がある方は 挙手をお願いします。
	(質問・意見なし)
議長	質疑がないようですので、採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により、承認されました。 次に、報告事項です。 報告については、事務局長の専決事項として処理が終わっている 内容です。事務局より報告をお願いします。

事務局	<p>報告第6号 専決処分について 「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」 番号1</p> <p>報告第7号 専決処分について「現況証明について」 番号1から番号4</p> <p>報告については以上です。</p>
議長	本日の議案は終了し第2回農業委員会は閉会した。
	11時 10分 閉会